

こ放第1049号
令和2年1月30日

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位
はまっこふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルスに関する情報提供と感染症予防の徹底について（依頼）

日頃から、本市放課後児童育成事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。
標記のとおり、新型コロナウイルスに関連した肺炎について、政府や本市保健所の対応等をお知らせするとともに、各事業所における感染症予防対策について、徹底していただきますよう、お願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についてのご質問やご相談等については、各区福祉保健センター福祉保健課までご連絡ください。

また、横浜市のホームページにも関連記事を掲載しておりますので、そちらもご活用ください。

1 感染症予防への対応について

横浜市健康福祉局（保健所）や神奈川県によると、予防策としては、手洗い、うがい、マスクを着用して咳エチケットを心がける等の一般的な感染症予防対策が効果的である、とされているため、児童への指導や保護者への注意喚起など感染症予防の徹底をお願いします。

2 「指定感染症」の指定等について

令和2年1月28日、政府が新型コロナウイルスを感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定することを閣議決定し、令和2年2月7日に関係政令が施行されます。このことについて、神奈川県より通知が発出されましたので、周知します。詳細は、別添の神奈川県の通知（令和2年1月28日 次育第4247号）をご確認ください。

3 横浜市ホームページの周知について

横浜市役所のトップページにリンクがあります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html>

<添付>

「新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について（依頼）」（令和2年1月28日 次育第4247号）

<裏面あり>

【参考1】 コロナウイルスとは（横浜市保健所 見解通知より抜粋）

コロナウイルスは風邪を引き起こすウイルスです。一般的には感染しても軽症ですみます。人間界以外にも、それぞれの動物間でも風邪を引き起こしますが、通常、動物に風邪を引き起こすコロナウイルスは、人間界のものとは種類が異なり、人間には感染しません。ごくまれにウイルスが変異を起こし、動物のウイルスが人間に感染することがあります。

また、動物から人間に感染するウイルスの中に、稀に重症化するウイルスが発生することがあり、それがSARS（コウモリから）とMERS（ラクダから）ウイルスです。今回の新型コロナウイルスも、タケネズミ、動物からもたらされてことが疑われています。

【参考2】 各区福祉保健センター福祉保健課 連絡先

区	TEL	区	TEL
鶴見区	510-1832	金沢区	788-7840
神奈川区	411-7138	港北区	540-2362
西区	320-8439	緑区	930-2357
中区	224-8332	青葉区	978-2438
南区	341-1185	都筑区	948-2350
港南区	847-8438	戸塚区	866-8426
保土ヶ谷区	334-6345	栄区	894-6964
旭区	954-6146	泉区	800-2445
磯子区	750-2445	瀬谷区	367-5744

こども青少年局放課後児童育成課

担当：中澤（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

TEL：671-4446

担当：大岩（はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブ）

TEL：671-4068

次育第 4247 号
令和 2 年 1 月 28 日

各市町村放課後健全育成事業主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課長

新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定について（依頼）

本日、政府が新型コロナウイルスを感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定することを閣議決定し、令和 2 年 2 月 7 日に関係政令が施行されます。

このことについて、新型コロナウイルスに関連した肺炎については、中華人民共和国で感染が拡大しており、また、このたび春節を迎え、多数の中国人旅行者が訪日されています。

そうした中、令和 2 年 1 月 28 日、政府が新型コロナウイルスを感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定することを閣議決定し、令和 2 年 2 月 7 日に関係政令が施行されます。

政令の施行後は、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供等が実施可能となりますので、貴職所管の放課後児童クラブに対し、次の事項について、ご周知いただきますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症についてのご質問やご相談等については、最寄りの保健所までご連絡ください。

【政令施行後に実施可能となる措置】

① 患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供

都道府県知事又は保健所設置市の市長はまん延防止のため、患者に対し感染症指定医療機関への入院を勧告し、従わない場合、強制的な入院措置を講じる。都道府県知事又は保健所設置市の市長は入院勧告、入院措置による医療に要した医療費を負担する。

② 医師による迅速な届出による患者の把握

該当する感染症を診断した医師はただちに管轄する保健所に届出を出さなければならない。届出は発生、流行を探知し、まん延を防ぐための対策や、医療従事者等への情報提供に活用する。

③ 患者発生時の積極的疫学調査（接触者調査）

感染拡大を防ぐため、感染症対策に従事する保健所職員等が患者、関係者等に対し、感染経路の特定等に必要な調査を行うことができる。

問合せ先

子育て支援人材グループ 加藤、高橋

電 話 045 (210) 4687 (直通)

ファクシミリ 045 (210) 8956

電 子メール k-jinzai.dj76@pref.kanagawa.lg.jp